

Vivad Se Vishwas (VSV)
スキームについて
～インド直接税の紛争解決スキーム～
(2月6日時点)

2020年2月



Contents

- ▶ スキームの概要
- ▶ スキーム適用の対象と除外
- ▶ スキームによる救済内容
- ▶ スキームの活用
- ▶ 今後へ向けて
- ▶ EYによる支援・サービス

- 政府は、過去のペンディングである税務訴訟を削減するために各種措置を講じてきました。過去の政府予算では、間接税における訴訟を削減すべくSabka Vishwasスキームを導入し、189,000件以上の訴訟を決着しました。
- 現在、直接税については483,000件の訴訟が、税務下級裁判所(CIT(A))、税務高等裁判所(ITAT)、高等裁判所および最高裁判所にて係争中です。
- 2020年度予算案では、直接税においても訴訟削減すべく間接税のSabka Vishwasと同様のスキームを導入することを提案します。

– 2020年2月1日に行われたニルマラ・シタラマン財務大臣の2020年予算スピーチからの抜粋、要約 –

- Vivad Se Vishwas (VSV) スキームは、税務訴訟中である9.32兆ルピー^{*1} に上る未払いの税金を削減するために導入を提案。
 - 過去年度を通じて、納税者および税務当局双方から申請された税務訴訟のペンディングが増加
 - 申請された訴訟件数は、処理された件数を超過
 - 係争中の未払い税金の総額は、ほぼ1年分の直接税の歳入額に相当
- 訴訟は、膨大な時間・労力・人的資源を費やす一方で、タイムリーな税金の徴収を遅らせており、早急なる解決が必要
 - 税府の利点: タイムリーな税収確保
 - 納税者の利点: 税務訴訟に費やされる時間・労力・人的資源を事業活動に振り向けることが可能

*1 2019年11月30日現在 (出典 – Statement of Objects and Reasons forming part of the Direct Tax Vivad se Vishwas Bill 2020)

スキーム適用の対象と除外

適用の対象

- ▶ CIT(A)・ITAT・高等裁判所・最高裁判所にて2020年1月31日時点にて係争中の税務裁判が対象
- ▶ 紛争解決のためにVSVを行使するか否かは納税者のオプション
- ▶ 対象となる税務裁判は、納税者または税務当局のどちらから申し立てされたものでもよく、直接申立または交差申し立てのいずれも対象
- ▶ VSVによる解決は、裁判における係争内容の全てを対象とすることが条件であり、特定の争点のみを対象とすることは不可
- ▶ 納税者によるCIT(A)・ITATへの不服申立は、Designated Authority (DA)による証明書発行日に取り下げられたものとみなされる
- ▶ 高等裁判所・最高裁判所での係争中の裁判もしくは仲裁・和解・調停請求を納税者が取り下げる場合については、DAによる証明書を提出する

適用の対象拡大の提案がなされていることに留意が必要です(詳しくは2月24日のアラートをご高覧ください)。

適用の除外

以下の各事項については、VSVは利用できない:

- ▶ 所得税法153A条または153C条に基づいて調査された調査年度
- ▶ (VSVスキーム申請の)提出以前に起訴されている調査年度
- ▶ インド国外における非開示所得または非開示資産または所得税法90条または90A条に関する合意にて受領した情報に基づく調査/再調査に伴う未払い税金
- ▶ 所得税法251条に基づくNoticeが2020年1月31日以前に発行され、CIT(A)にて係争中である未払い税金
- ▶ (一定の条件下で) Conservation of Foreign Exchange and Prevention of Smuggling Activities Act, 1974 にて納税者に対してなされた拘留命令
- ▶ 紳税者が、1992年証券取引法(に関する犯罪にて)s.3 of Special Courtに基いて通知を受けている場合
- ▶ VSVの申請以前に納税者がインドの各種法(Indian Penal Code, the Narcotic Drugs and Psychotropic Substances Act, 1985, the Unlawful Activities (Prevention) Act, 1967, the Prevention of Corruption Act, 1988, the Prohibition of Benami Property Transactions Act, 1988)にて起訴されている、または有罪判決を受けている場合

スキームによる救済内容

内容	2020年3月31日以前に本スキームを選択した納税者の場合	2020年4月1日以降、スキーム終了日(sunset date*)までに、本スキームを選択した納税者の場合
所得税法下での未払い税額、その金利、ペナルティに関する場合:		
係争中の税額 (金利及びペナルティは 100%免除)	係争中の税額の100%	係争中の税額の100% + 10% (係争中の税額の10%が、金利とペナルティの合計額を上回る場合は、その超過分は無視)
所得税法下での未払い金利、ペナルティ、フィーに関する場合:		
金利	係争中の金利の25%	係争中の金利の30%
ペナルティ	係争中のペナルティの25%	係争中のペナルティの30%
フィー	係争中のフィーの25%	係争中のフィーの30%

* Sunset dateについては未通達

適用時の納付額については見直しの提案がなされていることに留意が必要です
(詳しくは2月24日のアラートをご高覧ください)。



スキームの活用

VSVの活用は、主に以下のケース、状況において検討の余地あり

- 1 想定される金利やペナルティが高額になる可能性のある古い訴訟
- 2 係争内容が、One Timeである場合
- 3 様々な規定のもと、複数の訴訟が同時進行しているような場合
- 4 複数の内容が含まれた係争案件で高額な更正額が対象になる年度

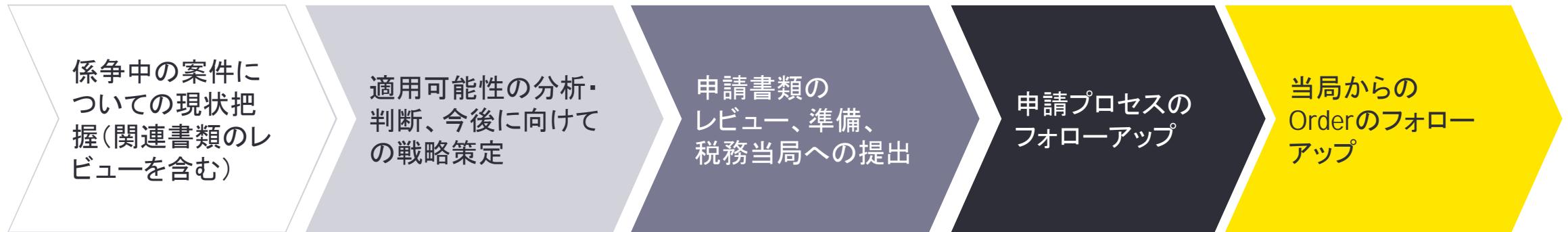


今後へ向けて

- 1 インド所得税法に基づく係争中の係争案件の特定
- 2 本スキームでの恩典を受けられる紛争案件か否かを評価
- 3 必要な分析を実施し、今後の戦略を策定
- 4 恩典があれば申請

EYによるサポート

VSVスキーム活用に関して最初から最後までサポート



EYならではの強み

Tax Controversy Team

税務裁判に関する広範な知識と経験を有するチームがインパクトを分析

Tax Policy Team

経験豊富なチームが税務ポリシーについての法的明確化のために政府と連携

EYによるサポート

VSVスキームの申請(Declaration)前

- ▶ クライアントによって採用された税務ポジションに基づいて、係争内容について整理、分析を実施
- ▶ 係争中の案件がVSVスキームによる救済を適用できるか助言
- ▶ VSVスキームの適用に向けてクライアントと弁護士と討議、調整
- ▶ スキーム活用によって発生する納税金額を算定
- ▶ 高等裁判所や最高裁判所での係争、申し立ての取り下げに関する弁護士へのサポートを含めた係争取り下げに関するサポート
- ▶ (VSVスキームにおける)Designated Authority(DA)に対するDeclarationの書類の準備及び支援
- ▶ 係争をペンディングとする為に、CIT(A)およびITATに対してVSVスキーム申請を行ったことを通知

Declarationの申請後

- ▶ VSVスキーム担当官であるDesignated Authority(DA)との協議
- ▶ Final Order取得の為、VSVスキーム下で求められる必要な申請の支援

Ernst & Young LLP

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. For more information about our organization, please visit ey.com.

Ernst & Young LLP is one of the Indian client serving member firms of EYGM Limited. For more information about our organization, please visit www.ey.com/in.

Ernst & Young LLP is a Limited Liability Partnership, registered under the Limited Liability Partnership Act, 2008 in India, having its registered office at 22 Camac Street, 3rd Floor, Block C, Kolkata - 700016

© 2020 Ernst & Young LLP. Published in India.
All Rights Reserved.

EYIN2002-008
ED None

This publication contains information in summary form and is therefore intended for general guidance only. It is not intended to be a substitute for detailed research or the exercise of professional judgment. Neither EYGM Limited nor any other member of the global Ernst & Young organization can accept any responsibility for loss occasioned to any person acting or refraining from action as a result of any material in this publication. On any specific matter, reference should be made to the appropriate advisor.

